

議案第 3 号

印西市中小企業資金融資条例を廃止する条例の制定について
印西市中小企業資金融資条例を廃止する条例を次のように制定する。

令和 7 年 8 月 2 9 日提出

印西市長 藤 代 健 吾

印西市中小企業資金融資条例を廃止する条例
印西市中小企業資金融資条例（昭和 4 7 年条例第 9 号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日前に廃止前の印西市中小企業資金融資条例の規定に基づき同条例第 8 条に規定する融資の決定を受けた者については、同条例第 7 条、第 9 条、第 1 0 条、第 1 1 条及び第 1 2 条の規定は、この条例の施行後も、なおその効力を有する。

（特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

- 3 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和 3 1 年条例第 2 3 号）の一部を次のように改正する。

別表中小企業資金融資運営委員会委員の項を削る。

議案第 3 審議資料

印西市中小企業資金融資条例（昭和 47 年条例第 9 号）を廃止する条例の
制定について

廃止の理由

印西市中小企業資金融資制度創設当初と比較して、国及び県による中小企業向け公的融資制度や民間金融機関による融資環境が充実したことから、本制度は一定の役割を果たしたものと判断し、印西市中小企業資金融資条例を廃止するもの